

第Ⅱ部 高齢者、障害者等の特性



1 高齢者

主な特徴

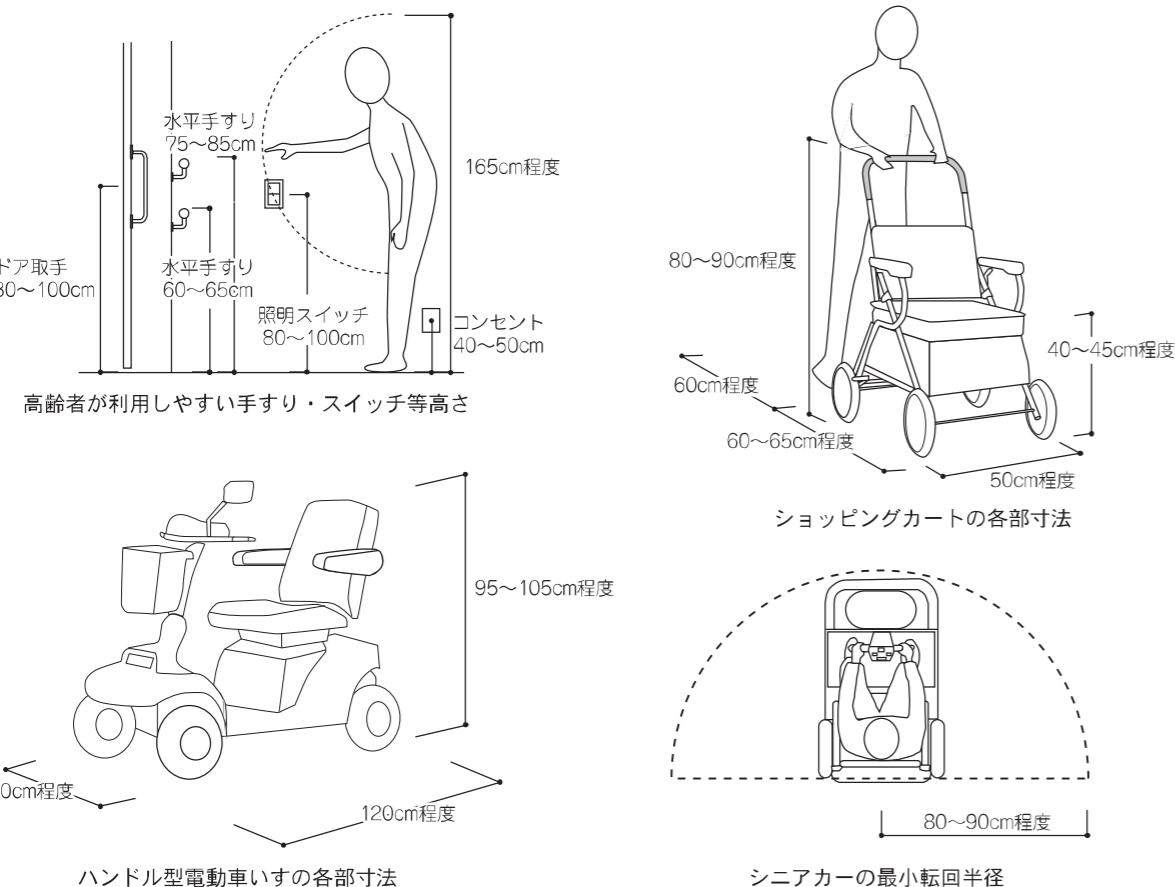
- 加齢に伴い、視力や聴力、歩行などの身体機能に低下が起こり、疲れやすく、長い距離の歩行や小さな段差を越えることが困難になったりする。動作もゆっくりであることが多い。
- 環境の変化への適応が困難なこともある。
- 骨密度の低下によって骨が折れやすくなつた方や、生理機能の低下によってトイレが近い方もいる。

配慮すべき事項

- ◇ 基本的に肢体・視覚・聴覚障害者への対応と同じであるが（詳細は各障害の項を参照）、それらを総合的に組み合わせた整備が望ましい。
- ◇ 加齢による抵抗力の低下を考慮して、トイレなどは清潔な状態を保つよう配慮が必要である。

整備のポイント

- ① 溝を設ける場合は、車いすの前輪や杖先が落ち込まないような溝ふたを使用する。
- ② 歩行時のつまずきに配慮し、段差を設けない。
- ③ 階段の段差は、視覚的に識別しやすく、緩やかなものとする。
- ④ 床面等の仕上げは、滑りにくいものとする。
- ⑤ 杖、ハンドル型電動車いす、カートなどの使用を考慮して、廊下等の幅や広さに配慮が必要である。
- ⑥ 案内板などでは、文字の大きさや明度差、色の使い方及び組み合わせなどに配慮する。
- ⑦ 照明計画では、まぶしさを感じないよう、また影が生じないようにする必要がある。室内の色彩にも配慮する。
- ⑧ トイレが近いことから、トイレは各階ごとのわかりやすい位置に設けることが望ましい。
- ⑨ 疲れやすい方が多いことに配慮し、必要に応じて、ベンチなどの休憩設備を設ける。
- ⑩ 施設利用には、人的なサポートも心がける。



2 妊産婦、幼児、乳幼児を連れた方

主な特徴

- 妊産婦の場合、大きくなったお腹で足下が見えづらく、かがんだり、足を上げたりすることが困難な場合が多い。
- 乳幼児は、状況や環境の変化に瞬時に対応することが困難である。また、危険物に対する区別や判断も困難な場合が多い。
- ベビーカーを使用する人がいる。また、子どもを抱きかかえている場合など、両手を動作に使うことが困難な場合がある。
- 複数の子どもを連れて行動する場合がある。

配慮すべき事項

- ◇ 妊産婦の場合、疲れやすい人が多いことに配慮する。
- ◇ 幼児は、環境の変化への即座の対応が困難であるため、突起物などを設けないよう配慮する。
- ◇ 幼児の動作によって事故が起きないよう配慮が必要である。
- ◇ 幼児の身長などの人体寸法に配慮し、目線の高さ、到達範囲、器具の大きさなどに配慮する。
- ◇ 授乳など女性専用の場に設ける場合と、ミルク授乳やおむつ交換など男女両方の使用が想定される場合があることに配慮する。
- ◇ 抵抗力が小さい乳幼児が使用するトイレは、清潔な状態を保つよう配慮が必要である。

整備のポイント

- ① 溝を設ける場合は、ベビーカーの車輪が落ち込まないような溝ふたを使用する。
- ② 段差を設けないようにする。
- ③ 廊下等は、ベビーカーの通行に支障のないよう十分な幅を確保する。
- ④ ドア等の開閉時に幼児の指や体が挟まれないよう防止措置を講ずる。
- ⑤ 必要に応じ、休憩設備を設ける。
- ⑥ 幼児の利用が多い施設では、幼児用便器の設備が望ましい。
- ⑦ 乳幼児用ベッドには、必ず転落防止のベルト又はさくを設ける。
- ⑧ 乳幼児用チェアは、できる限り大便器から手が届く範囲に設置する。
- ⑨ 鏡、案内板、窓ガラスの高さ等は、幼児の目線を考慮する。幼児の目線の高さにあるガラス面は、その存在をはっきりと知らせる措置を講じる。
- ⑩ 幼児は、危険に対する判断が遅れやすいので、突起物を設けないようにする。
- ⑪ 必要に応じ、授乳場所とともに、おむつ替えや更衣のための設備などを設ける。
- ⑫ 必要に応じ、託児スペースとして使用可能な部屋が配置されていることが望ましい。



- ★ 妊産婦とは、妊娠中又は出産後一年以内の女子をいう。（児童福祉法第5条）
- ★ 幼児とは、満一歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。（児童福祉法第4条第2号）
- ★ 乳児とは、満一歳に満たない者をいう。（児童福祉法第4条第1号）
- ★ 乳幼児を連れた人とは、現に乳幼児を連れて外出しているため、授乳やおむつ交換等において行動上の制限を受ける人をいう。

3 視覚障害のある方

主な特徴

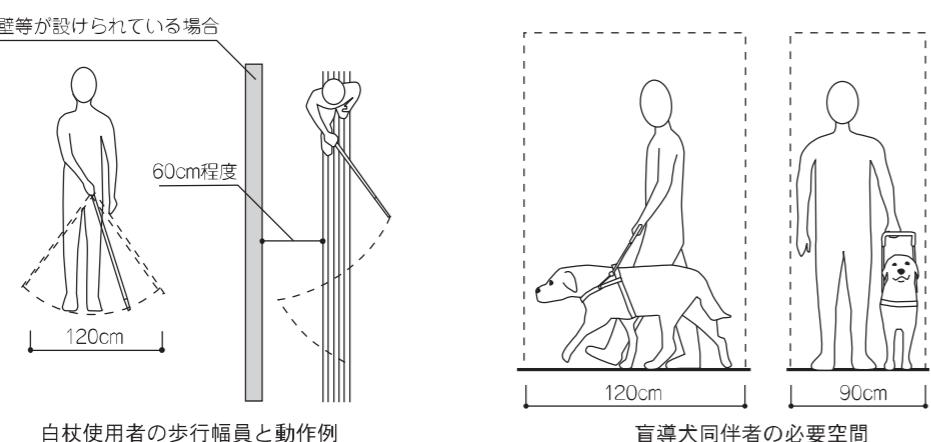
- 全く見えない方と見えづらい方がいる。
見えづらい方には、細部がよく分からず、光がまぶしい、暗いところで見えにくい、見える範囲が狭いなどの方がいる。
- 一人で移動することが困難。
現在位置や障害物の認知、方向の確認など、様々な情報が不足しているため、慣れていない場所では一人で移動することが困難である。
- 音声を中心に行きたい。
目からの情報が得にくいため、音声や手で触ることなどにより情報を得る。
- 文字の読み書きが困難。
文書を読むことや書類に文字を記入することが難しい方が多い。
- 特定の色が分かりにくい方もいる。
特定の色について、区別することが困難な方もいる。

配慮すべき事項

- ◇ 弱視者を含めた様々な視覚障害者を想定し、利用や移動に必要な情報をできる限り複数の手段で提供する。
- ◇ 情報提供の手段として、手すり、音声による誘導、視覚障害者誘導用ブロック等、点字などが有効。
- ◇ 誘導用ブロック等は、弱視者にとっても重要であり、デザイン性より機能性を重視する。例えば、色・材質・形（足裏で確認しやすい種類）など周辺床材との違いをはっきりさせる。
- ◇ 視覚障害者が誤って車道に出ないよう、車道と歩道の境界は、段差を確保して明確に区切りをつける。
- ◇ 誘導用ブロック等は、配置によっては車いす使用者、杖歩行者などにとってバリアとなり得る。誘導用ブロックの両側に十分な空間を確保して、車いす使用者、杖歩行者の通行の安全を考慮する。

整備のポイント

- ① 溝を設ける場合は、杖先が落ち込まないような溝びたを使用する。
- ② 不意な段や突起物は、設けない。
- ③ 移動の経路は、単純なものとし、必要に応じて音声情報を提供する。
- ④ 廊下等は、すれ違いに十分な幅を確保する。
- ⑤ 白杖使用者は、歩行中に足先に意識が集中しているので、上部に看板、表示板など不意な突出物を設けない。
- ⑥ 補助犬の排泄場所を設けることが望ましい。
- ⑦ 弱視者等は、明暗や色の識別の個人差が大きい。文字やサイン等は大きくし、明度や彩度差により分かりやすく計画する。
- ⑧ 誘導用ブロック等の色は原則として黄色とする。周辺舗装材又は床材により識別困難な場合は、それらとの識別が可能な明度差又は輝度比を確保する。



★線状ブロック（誘導用ブロック）

平行する線状の突起をその表面につけたブロック。視覚障害者に、主に誘導対象施設等の方向を案内する場合に用いる。

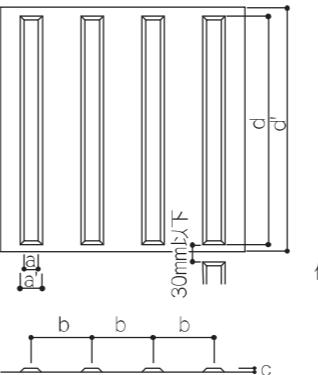
★点状ブロック（注意喚起用ブロック）

点状の突起をその表面につけたブロック。視覚障害者に、主に注意すべき位置や誘導対象施設等の位置を案内する場合に用いる。

J I S (T 9251) による視覚障害者誘導用ブロック

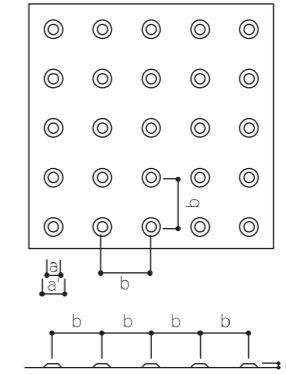
線状突起の形状及びその配列

線状突起の本数は4本を限度とし、線状突起を配列するブロック等の大きさに応じて増やす。



記号	寸法	誤差
a	17	+1.5
a'	a+10	0
b	75	+1
c	5	0
d	270以上	
d'	d+10	

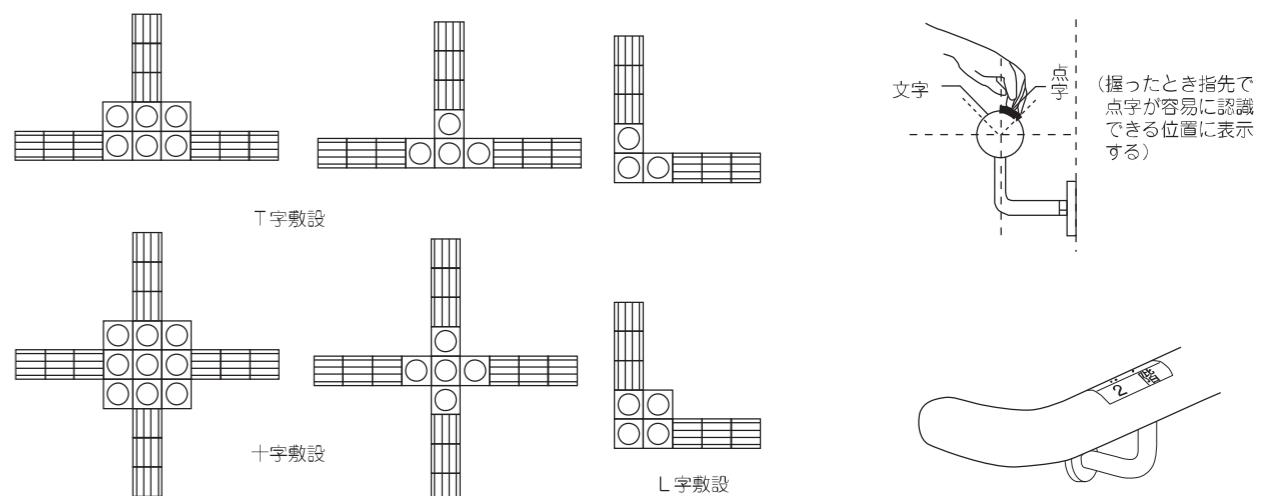
備考 ブロック等の継ぎ目部分（突起の長手方向）における突起と突起の上部での間隔は、30mm以下とする。



記号	寸法	誤差
a	12	+1.5
a'	a+10	0
b	55~60	
c	5	+1
		0

備考 この寸法範囲でブロック等の大きさに応じて一つの寸法を設定する。

単位：mm



視覚障害者誘導用ブロックの標準的敷設例

★輝度比

視覚障害者誘導用ブロックの輝度 (cd/m^2) と周辺床材の輝度の比である。輝度は、光源の見かけの面積と観察角度により変化する (JIS Z9111)。望ましい輝度比は2.0以上とされている。

★身体障害者補助犬法(平成14年10月施行)により、原則「国、地方自治体、公共交通事業者、不特定多数が利用する施設の管理者などは補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）の同伴を拒んではならない。（不特定多数が利用する施設は平成15年10月から施行）」とされている。

4 車いすを使用する方

主な特徴

○移動に制約のある方が多い。

段差や階段、手動ドアなどがあると、一人では進めない方がいる。また、高い所には手が届きにくく、床のものは拾いにくい場合が多い。緩やかなスロープがあれば高低のある場所を移動できるが、手動の場合には上肢の力が必要である。

○手動車いす使用者と電動車いす使用者がいる。

手動と電動では、動作特性や重量などが異なり、両方を使い分ける方もいる。また、両方が使える交通手段と折りたためる手動のみが使える交通手段がある。

○自力で移動できる方と介助が必要な方がいる。

手動車いすでは、自力で操作する場合と介助者が操作する場合がある。また、電動車いすは、自力移動が困難な重度障害者をはじめ使用者の範囲は広い。介助が前提の非自走車いすを使用する人もいる。

○文字の記入が困難な方もいる。

手にマヒ・筋力低下・変形のある方や脳性マヒで不随意運動を伴う方などでは、鉛筆を持つことや、狭いスペースで文字を記入することが困難である。

○体温調節等が困難な方もいる。

脊髄を損傷された方では、手足が動かないだけでなく、感覚もなくなり、周囲の温度に応じた体温調節や排尿、排便のコントロールが困難な場合がある。

○話すことが困難な方もいる。

脳性マヒの方の中には、発語の障害に加え、顔や手足などが自分の思いとは関係なく動いてしまうため、自分の意思を伝えにくい方もいる。

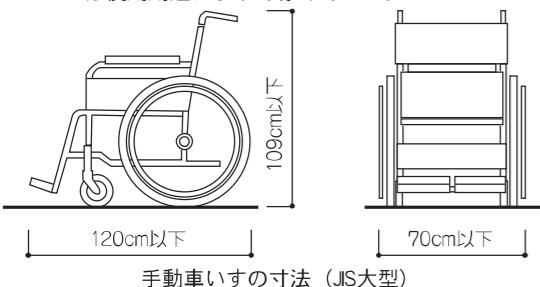
配慮すべき事項

- ◇ 自走で円滑に移動できるように計画する。
- ◇ 手動車いすも電動車いすも上肢の操作によって走行が行われることから、開き戸の開け閉めなど走行しながら上肢を動かす動作はないことが望ましい。
- ◇ スロープを設置する場合は、姿勢が不安定となり、特に下り坂は転落の可能性があり、後退によって降りる場合があることを念頭に置く。
- ◇ 転落等の事態に備えた通報手段などを考慮する必要がある。

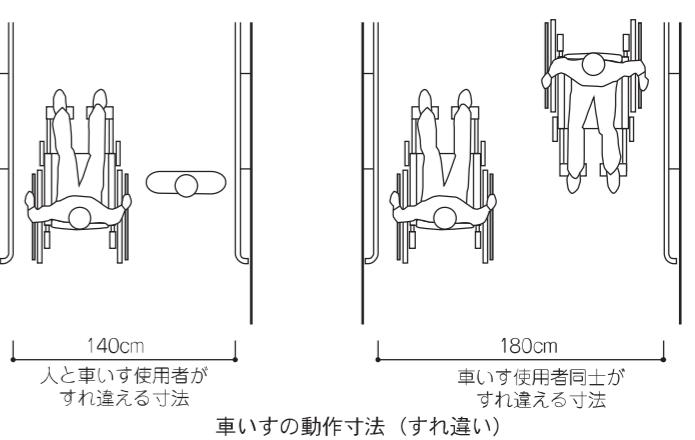
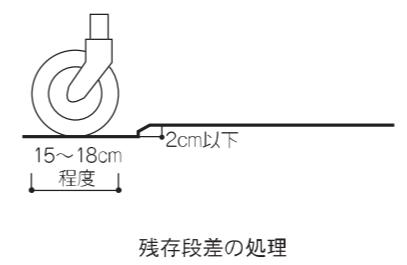
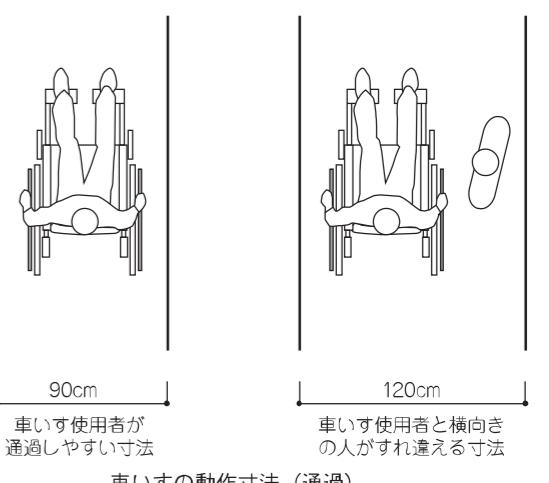
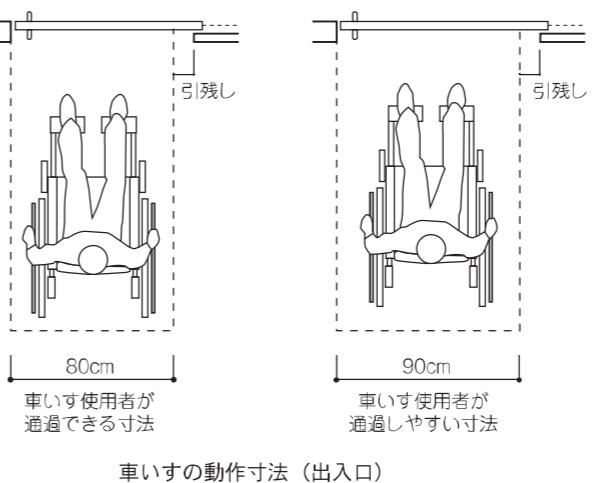
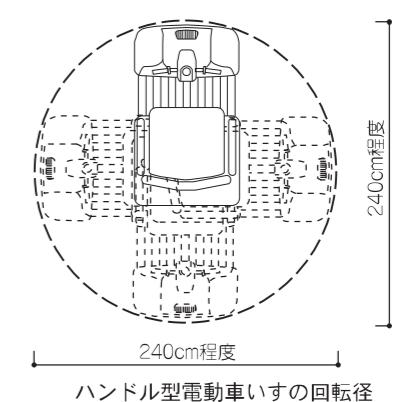
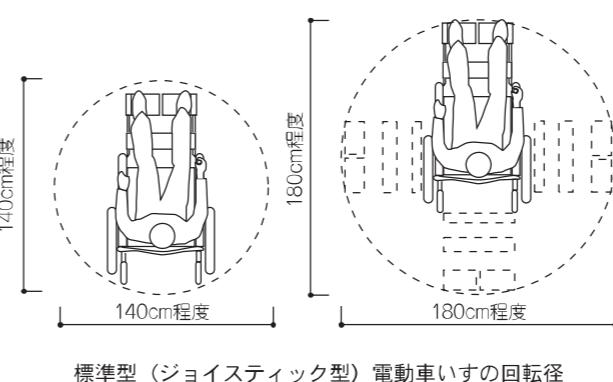
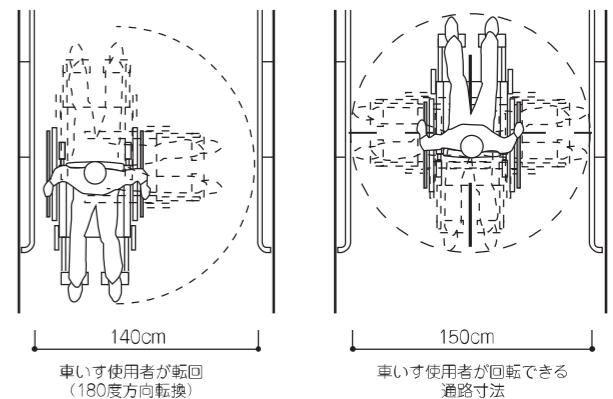
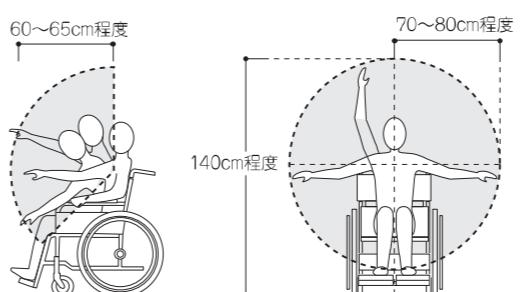
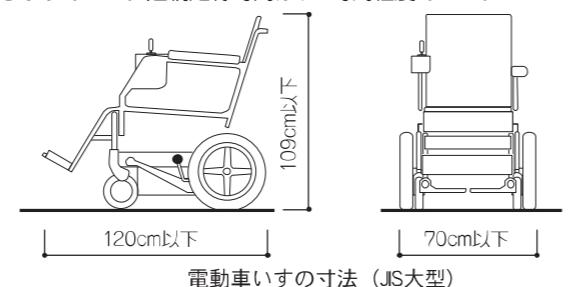
整備のポイント

- ① 溝を設ける場合は、車いすの前輪が落ち込まないような溝ふたを使用する。
- ② 床面の仕上げは、車いすの通行に支障がない仕上げとする。
- ③ 廊下等は、十分な幅を確保し、適当な間隔で転回場所を設ける。
- ④ 2cmを超える段差を乗り越えることは困難であり、原則として段差を設けない。2cm以下の段差であっても、すりつけたり、角に丸みをつける必要がある。
- ⑤ 出入口は、開口幅や動作空間、取っ手の位置に留意する。
- ⑥ 戸の開閉、車いすの転回時には、周囲又は前後に空間が必要となる。
- ⑦ カウンターや棚などでは、高さ、奥行き、下部スペースなどに留意する。

手動車いすの形状、寸法はJIS規格（JIST9201）に定められている。実際の形状や寸法は使用する人の体格、身体状況、あるいは使用用途によって様々である。

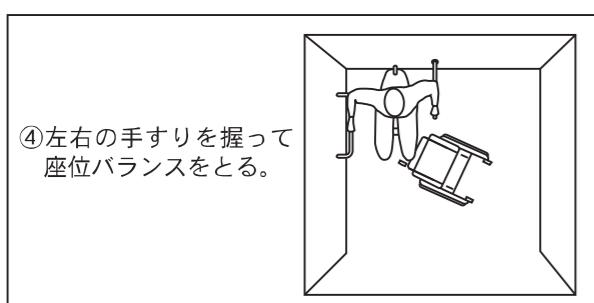
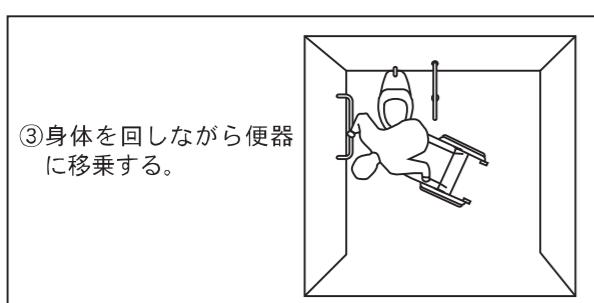
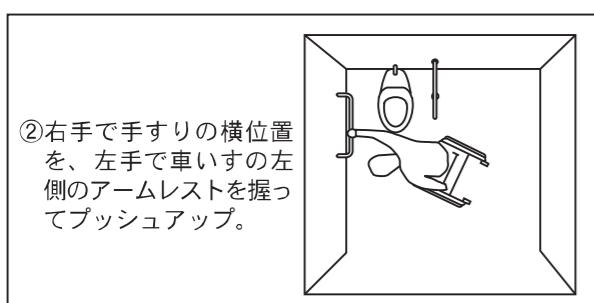
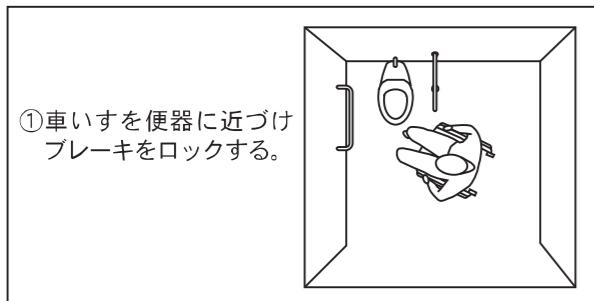


電動車いすの性能、寸法はJIS規格（JIST9203）に定められている。その性能は、登坂力10度以上、段差乗り越えは、屋外で4cm以上となっている。連続走行時間は、4時間程度である。

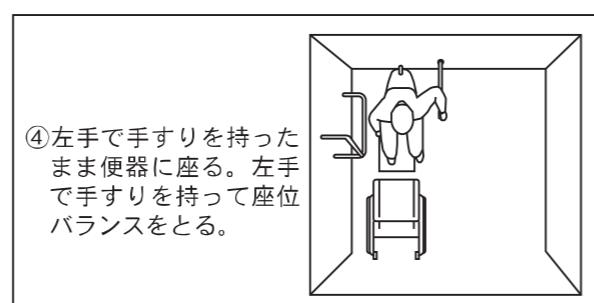
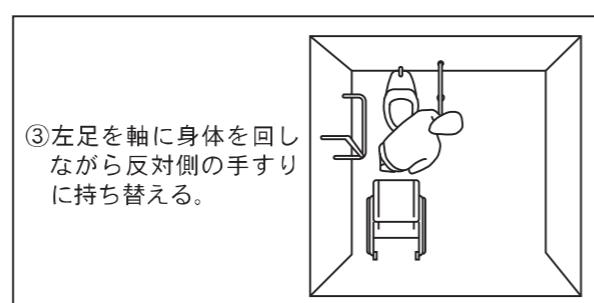
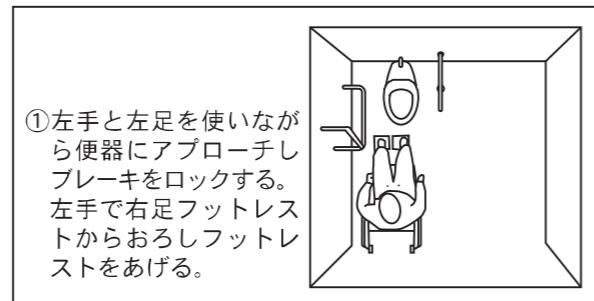


◎車いすによる便器へのアプローチ例

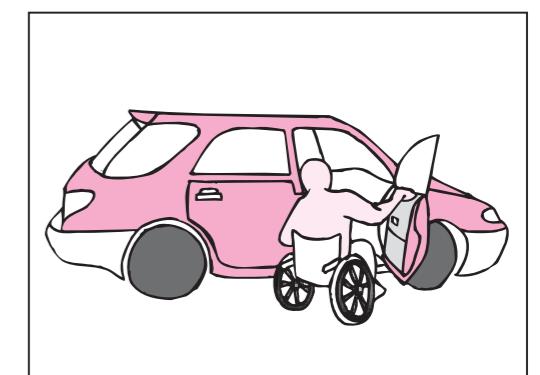
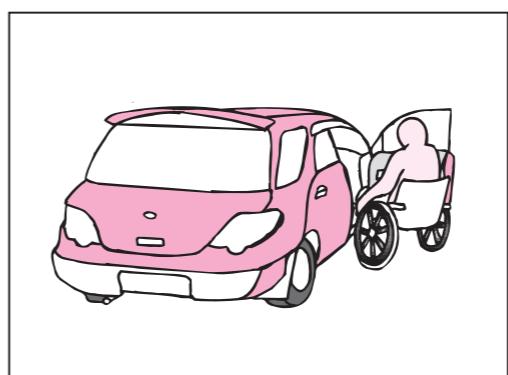
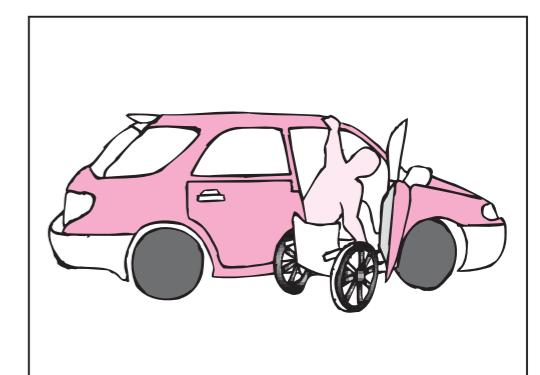
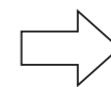
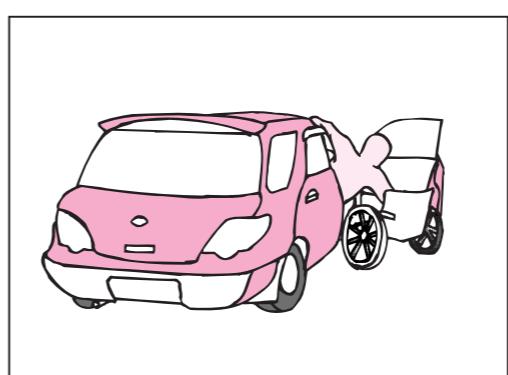
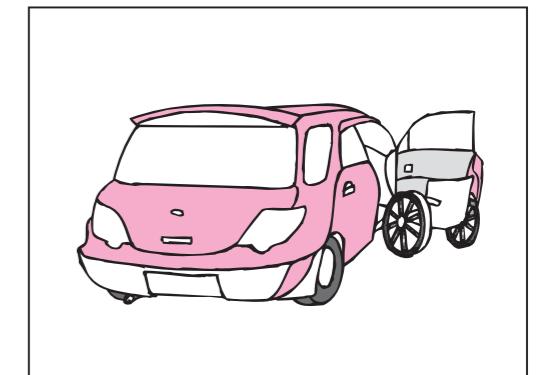
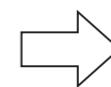
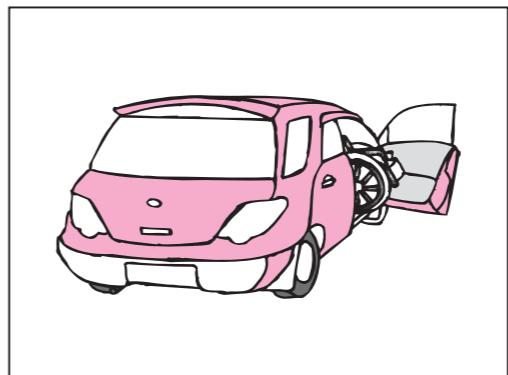
例1



例2



◎車いす使用者用駐車場の利用例



⑥車いすでの姿勢が整ったら、車いすのブレーキを解除し、大きく開け放ったドアを少しつつ閉めて乗り移りが完了する。